

三木町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (3年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 元年度の人件 費率
2年度	27,715 人	千円 15,268,467	千円 553,261	千円 2,038,014	% 13.3	% 15.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
2年度	人 193	千円 642,472	千円 132,786	千円 262,807	千円 1,038,065

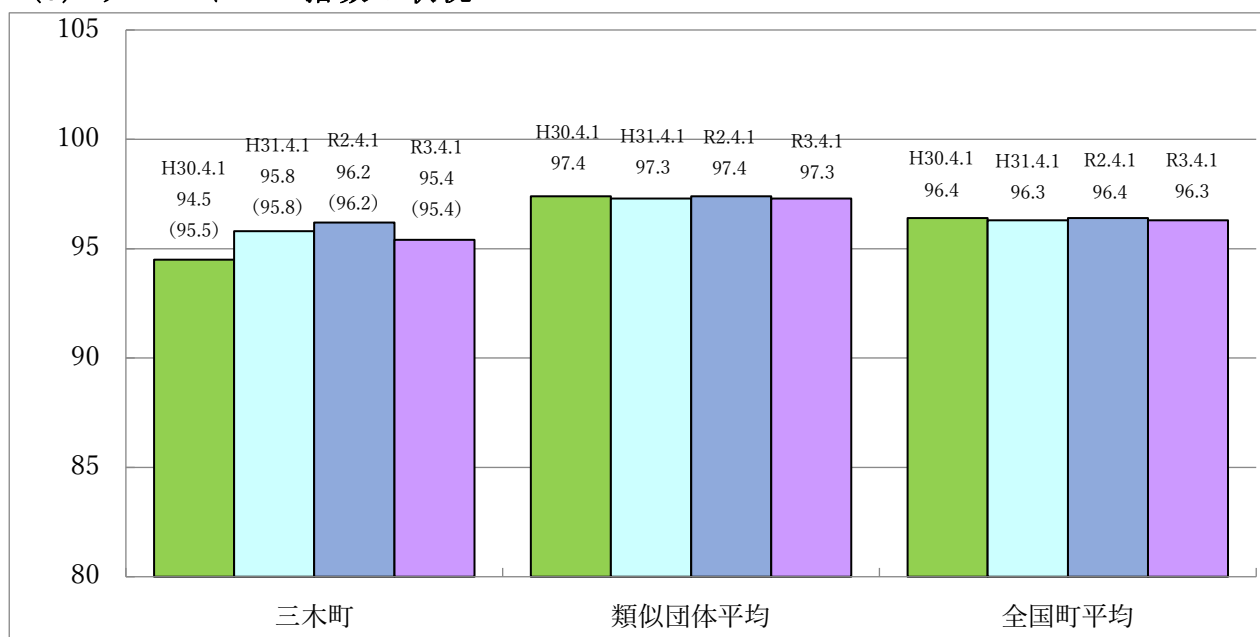
(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 5,379	千円 5,696

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する

ため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準3%に対し、三木町においても3%を支給。
 （実施時期）平成27年4月1日より実施。

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後						
国基準による支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
三木町の支給割合	0%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6)特記事項

該当なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（3年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三木町	40.3 歳	302,500 円	374,533 円	336,409 円
香川県	43.3 歳	325,600 円	356,069 円	347,777 円
国	43.0 歳	325,827 円	—	407,153 円
類似団体	41.3 歳	304,463 円	371,025 円	338,405 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
三木町	48.1 歳	7 人	215,900 円	237,557 円	232,757 円
うち給食調理員	48.1 歳	7 人	215,900 円	237,557 円	232,757 円
香川県	53.6 歳	10 人	314,023 円	328,355 円	328,355 円
国	50.9 歳	2,201 人	286,947 円	—	328,603 円
類似団体	51.5 歳	8 人	296,210 円	324,948 円	314,351 円

区分	民間			参考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
三木町	—	—	—	—
うち給食調理員	飲食物調理従事者	42.2 歳	251,100 円	0.95

区 分	【参考】年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
三木町	—	—	—
うち給食調理員	3,940,284 円	3,395,000 円	1.16

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

（平成30年から令和2年の3ヵ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三木町	38.5 歳	269,300 円	316,570 円
香川県	42.3 歳	350,930 円	377,604 円
類似団体	39.5 歳	284,762 円	318,909 円

（注）1 「平均給料月額」とは、3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（3年4月1日現在）

区 分		三木町	香川県	国
一般行政職	大学卒	188,700 円	188,700 円	182,200 円
	高校卒	154,900 円	154,900 円	150,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（3年4月1日現在）

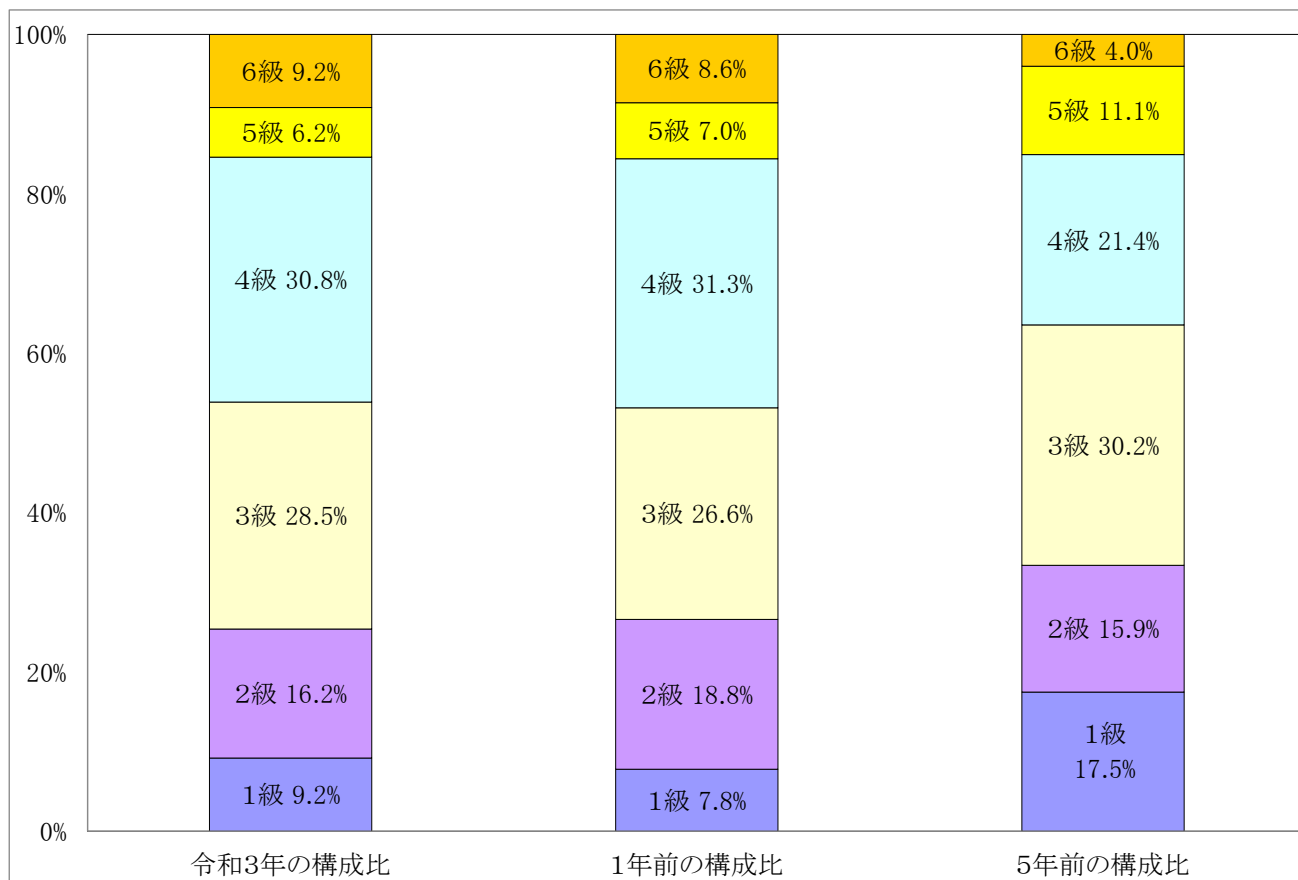
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	267,100 円	356,200 円	376,000 円	386,800 円
	高校卒	0 円	0 円	0 円	0 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

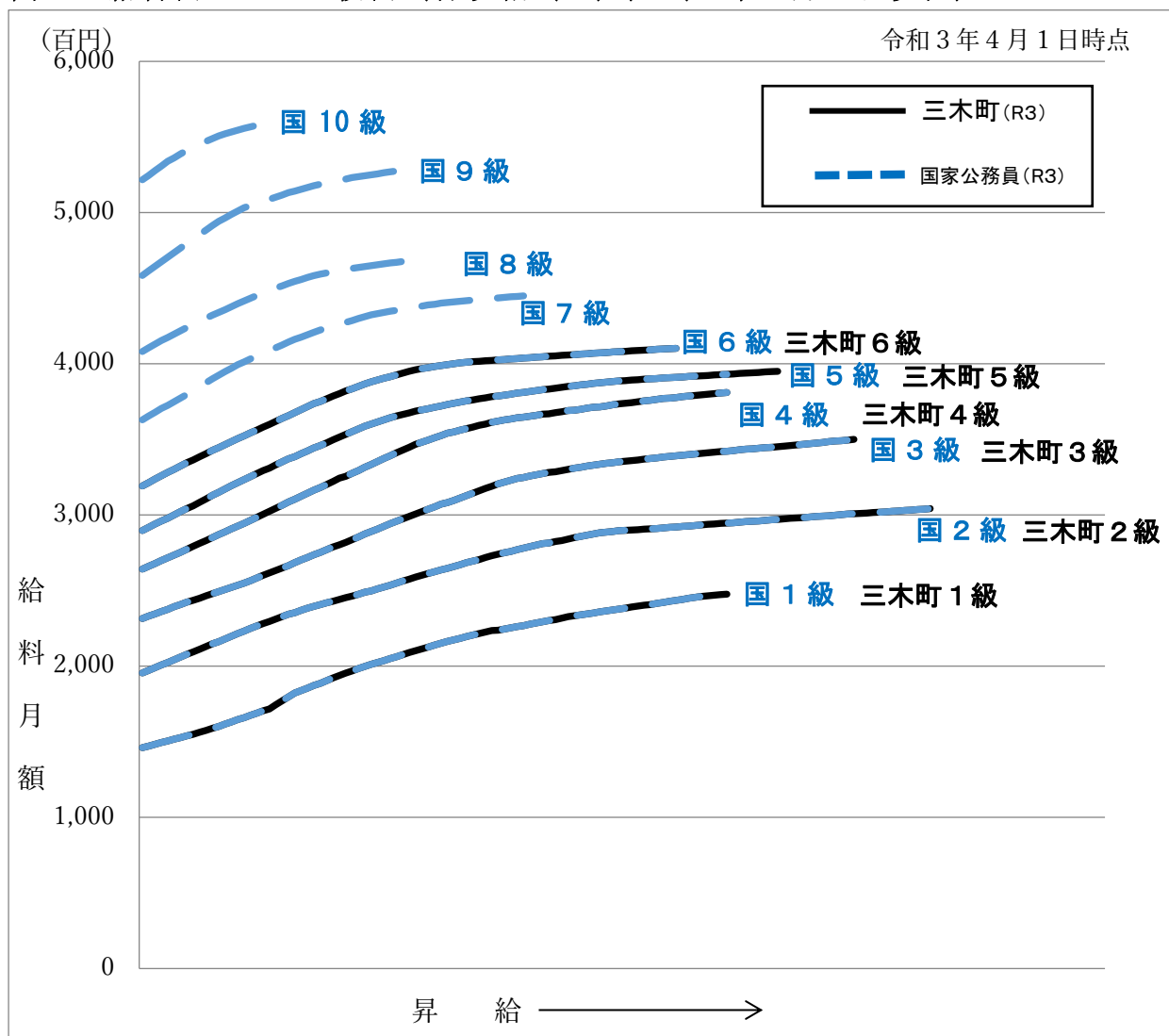
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長	12人	9.2%	319,200円	410,200円
5級	課長・主幹	8人	6.2%	289,700円	395,000円
4級	課長補佐・副主幹	40人	30.8%	264,200円	381,000円
3級	係長・主査	37人	28.5%	231,500円	350,000円
2級	主任主事	21人	16.2%	195,500円	304,200円
1級	主事	12人	9.2%	146,100円	247,600円

- (注) 1 三木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（三木町）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三木町	香川県	国
1人当たり平均支給額(2年度) 1,327千円	1人当たり平均支給額(2年度) 1,719千円	—
(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5～20% ・ 管理職加算10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5～20% ・ 管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(三木町)

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(3年4月1日現在)

三木町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	11,600千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		20,297 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		97,581 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
三木町	3 %	208 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		0 %		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （2年度決算）	左記職員に対する 支給単価
防疫業務従事 手当	一般行政職、 看護・保健職	感染症法に規定 する感染症の病 菌に汚染された 区域で行う患者 の看護及び病菌 の処理作業	0 千円	日額3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（元年度決算）	77,394 千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	390 千円
支給実績（2年度決算）	52,695 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	266 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（3年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 （2年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （2年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 ※16歳の年度初めから22歳の年度末までの間にある子 一人につき5,000円加算	同	—	18,230 千円	233,717 円

住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に支給 【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃－12,000円 ・家賃23,000円超 (家賃の額－23,000円)/2+11,000円 ※最高支給限度額27,000円	異	国： ・家賃27,000円以下 家賃－16,000円 ・家賃27,000円超 (家賃の額－27,000円)/2+11,000円 ※最高支給限度額28,000円	12,573 千円	246,529 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用する職員、自動車等を使用する職員等に支給 【公共交通機関利用者】 ・6箇月定期等低廉な価格による運賃等相当額、上限55,000円 【交通用具使用者】 ・片道の距離に応じて2,700円から30,700円	同	—	8,775 千円	59,693 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定めるものについて支給 ・31,000円から65,000円	同	—	15,912 千円	548,689 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務1回につき4,400円	同	—	4,286 千円	34,015 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 (大規模な災害または重大な事件等が起こった場合の緊急性を有する業務を処理するための勤務に限る。)	同	—	18 千円	1,285 円

	・勤務1回につき、 職務に応じ12,000円 内				
単身赴任 手当	異動等に伴い転居し 、やむを得ない事情 により配偶者と別居 し、単身で生活する 職員に支給 ・30,000+加算額（ 配偶者住居との距離 に応じ8,000円～70, 000円）	同	—	0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（3年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	850,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 920,000 円 / 565,500 円
	副 市 町 村 長	638,000 円	760,000 円 / 518,500 円
報 酬	議 長	373,000 円	499,000 円 / 252,000 円
	副 議 長	310,000 円	430,000 円 / 202,000 円
	議 員	284,000 円	400,000 円 / 174,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(2年度支給割合) 2.55 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(2年度支給割合) 2.55 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×勤続期間の月数×36.5/100 14,892,000円 退職した日から起算して 1月以内	
		給料月額×勤続期間の月数×22.0/100 6,737,280円 退職した日から起算して 1月以内	
	備 考		

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、
1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

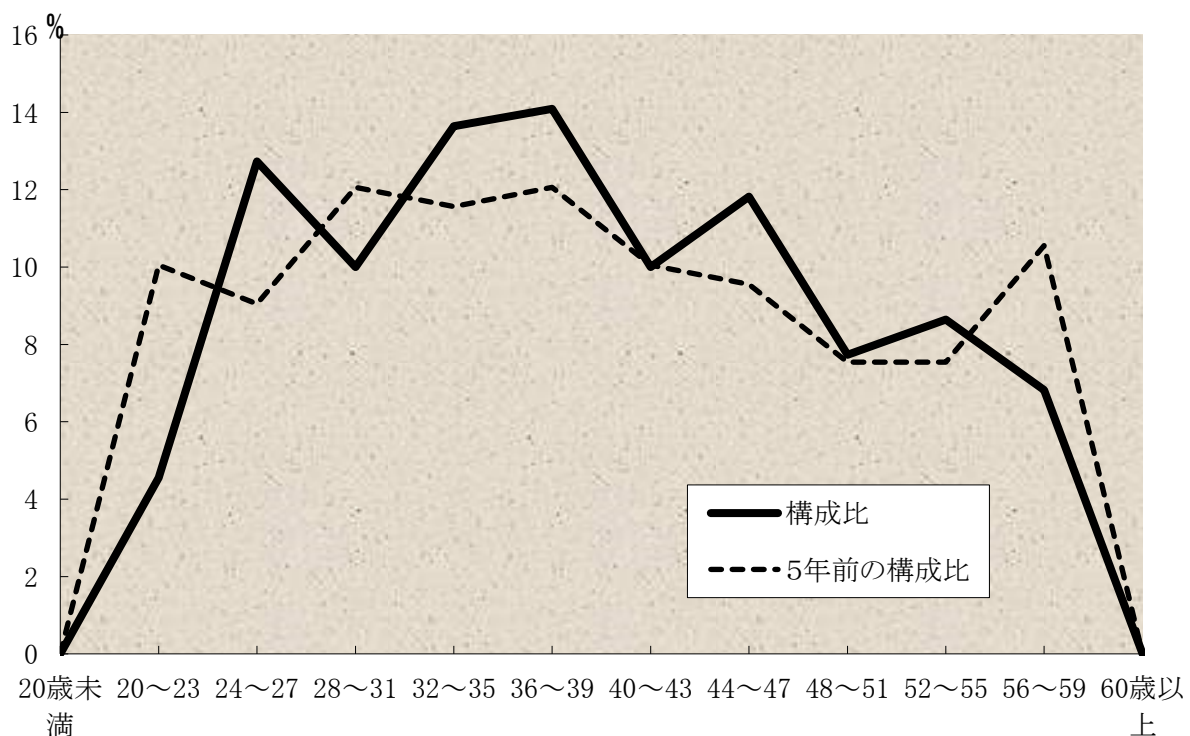
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和2年	令和3年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	県からの交流職員が配置されたため 退職者不補充等 退職者不補充等 新規採用職員補充等 県との人事交流に伴う出向解除等
		総務企画	37	36	▲1	
		税務	11	10	▲1	
		民生	50	49	▲1	
		衛生	14	16	2	
農林		12	12	0		
商工		9	7	▲2		
土木	11	11	0			
	計	147	144	▲3	<参考> 人口1万当たり職員数 51.96人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 51.74人)	
	教育部門	46	43	▲3	退職者不補充	
	小計	193	187	▲6	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.47人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 65.84人)	
公営企業事業等部門	水道	7	7	0	退職者不補充	
	下水道	7	7	0		
	その他	13	12	▲1		
	小計	27	26	▲1		
合計		220 [232]	213 [232]	▲7 []	<参考> 人口1万当たり職員数 76.85人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (3年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	9	26	24	27	27	22	27	19	17	15	0	213

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	28年	29年	30年	31年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	138	148	147	144	147	144	6(4.3%)
教育	36	44	45	47	46	43	7(19.4%)
普通会計計	174	192	192	191	193	187	13(7.5%)
公営企業等会計計	30	30	31	30	27	26	▲4(▲13.3%)
総合計	204	222	223	221	220	213	9(4.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。